[illegible]文学を中心としたもので、目的は明らかにキリスト教の伝道にあった。だからこそ、中国側も距離をおいてこれらヨーロッパの知識に接することができた。さらには自然科学を「機巧」の小術として卑

[illegible]のような状況が、実学ではなく一般的な「普通学」を求める要因になっていた(8)。

ただ日本の教師たちは、留学生たちに昔日の中国のイメージとス

この「教養」とは、専門教育の一部といった限定されたものではなく、教育一般を指す言葉であった。ここでの「清國北京大學堂」とは京師大学堂のことだと考えられるが、この時期の京師大学堂では、明治三十七年から清朝政府によって招聘された服部宇之吉の指揮によって、それまでのアメリカ人教習たちを解雇して再建が進められられていたようだ。もっとも一高では、留学生と政治問題について議論することが明治三十八年の文部次官からの通牒によって禁じられており、留学生たちは政治問題に深く関わることができないことになっていた。当時の思想関係での処罰対象者名簿にも中国人の名前がほとんど見られないことから[20]、一高の留学生がとくに政治運

は一貫していたが、外務省の側ではそれを制度上の問題だと認識していた。そして後述するように、中国人留学生が一般の日本人学生

六即チ十二年間ノ教育ヲ経ルヘキコト、ナリ其ノ卆業年限ハ之ヲ日本ノ中學ニ比シテ餘アリ、日本ノ高等學校ニ比スレハ不足スルコ

[illegible]

ノ制度整ヒ之ヲ卒業スルニ非レバ外國へ留學セシメザルコ

め、生活面でも日本人と同等に扱うという方針は、少くとも建前上

[redacted]

て、第一に日本が明治維新後、近々六十有余年間に、一小國から發して、堂々世界の大國と肩を並べるに至りし原動力が何に在つた

立ち學進歩の便を與へ、研究の全般に我國最高の學術を修得せしめ其の間能く本邦の事情を知悉理解せしめ以て善隣友誼の一端に為

国の教育制度が整備されていくとそれは、留学先の国はそれぞれの制度に適合した教育体制が求められるようになる。日本側の留学生の教育体制は、このような中国の新しい体制とは、ずれてしまってい

この制度面の改善が外務省主[illegible]が特設高等科の設置であった。この制度面の改善が外務省の主導でおこなわれたことは、教育理念を重視する一高の教師たちと外務省

[illegible] この一高の特設予科と特設高等科の事例から [illegible] 日中両 [illegible]

『国際時報』五一 [illegible] 昭和六年 [illegible] 一 [illegible] 昭和一 [illegible]

・文部省「特許務稅ニ關スル協議會」昭和六年十二月十六日

吉田忠 李廷挙編『科学技術（日中文化交流史叢書八）』大修館書店 三六六 四三六頁

外務省文化事業部「中國留學生ノ爲ニ三年制高等學校設立ニ關スル件高裁案」昭和六年十二月八日

[illegible]

ている

同時期であり、すなわち籠城主義のもとで一高の校風が確立さ
れた時期でもあった。

(6) 李、一九九八、四〇三頁。また、日本の対ロシア戦略の一環

(27) 幹事には、校長の

森巻吉は昭和四年から十二年まで一高の校長を務めている

(29) 「第三十二回留學生考試會開催ノ件」昭和六年六月十一日

で占められ　一高中華民國留日同窓會を中心として　一致團結
し、勉學してきたのであつて単調にして平和であつた。しかし